

(3) 基本方針 3

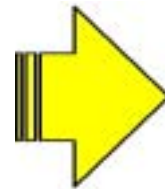
野鳥等が生息する多様な生物の生息空間の形成

泡瀬地区海岸周辺一帯は、シギ・チドリ等野鳥の採餌・休憩の場となっている。また、比屋根湿地は汽水域特有の多様な生物の生息場となり、鳥類の採餌・休憩の場として貴重な空間を形成している。

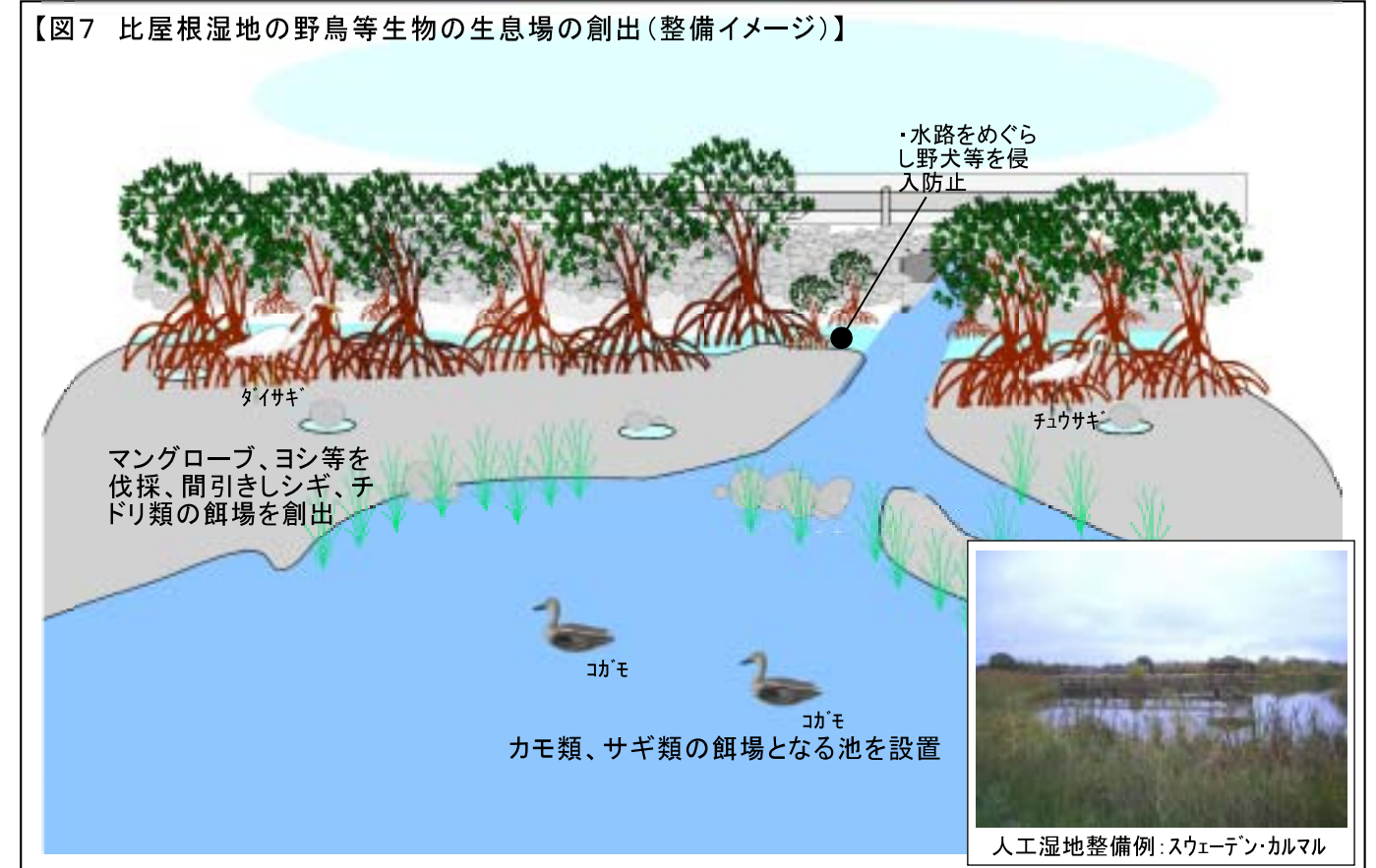
一方、湿地や干潟へ流入する汚濁負荷によって水質・底質の汚染や泡瀬3丁目（旧塩田）前などの直立護岸の整備による陸域と海域の連続性の阻害など野鳥等の生息環境の悪化が懸念されている。

このようなことから、野鳥等の生物が生息しやすい環境となるよう改善し、多様な生物の生息空間の形成に努める。

対象地区	環境整備の要点	
	ハード面	ソフト面
比屋根湿地全域	<ul style="list-style-type: none"> ○シギ・チドリ類等の採餌場の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・マングローブやヨシ原の一部を撤去し、満潮位より低く掘り下げることで、開けた湿地の面積を広げる。創出した湿地には浅く広いみお筋を形成し、シギ・チドリ類等の採餌場とする（P9-図6、7参照）。 ○野犬やマングース等の侵入防止 <ul style="list-style-type: none"> ・比屋根湿地の周縁に深い水路（幅5m）をめぐらし、既存の柵と連続する柵を設置することにより、野犬やマングースの侵入を防止する（P9-図6、7参照）。 ○カモ類やサギ類の採餌場の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水幹線出口直下に池を設置し（-0.5m）、そこから発する深い水路を湿地内に巡らすことによりカモ類やサギ類の採餌場を創出する（P9-図6、7参照）。 ○バン、リュウキュウヨシゴイ等の営巣場となるヨシ原の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ヨシ原の残った場所はバンやリュウキュウヨシゴイ、セッカの営巣場、ヒクイナの生息場として維持し、モクマオウ林はサギ類の休息場、ねぐらとして残す（P9-図6参照）。 	<p>環境保全のための意識啓発活動</p> <p>【意識啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民参加の清掃活動 ○野鳥干潟観察会 ○自然学校
県総合運動公園前	<ul style="list-style-type: none"> ○原風景と類似する湿地環境の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・原風景に類似する湿地（地元住民の意見）を他の箇所での景観や護岸構造（勾配、形状等）の整備を検討する上での参考にする。 	
泡瀬3丁目（旧塩田）前	<ul style="list-style-type: none"> ○直線的な護岸形状（海岸線）の改善及び、干潟と陸域の連続性の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・一部消波ブロックを撤去し、直線的な護岸に所々石積みで変化をつけることにより、砂の堆積や植物が生育する環境を整備し、干潟と陸域の連続性を創出する（P8-写真1、図4参照）。 ○護岸構造の改善（石積護岸等）による滲出水の干潟への流出促進 <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの直立護岸が干潟への浸透水の流れを遮断していることから、部分的に石積護岸にすることにより、石積みの隙間から浸透水を干潟に流し健全な水循環系を確保する（P8-写真1、図4参照）。 	
泡瀬第1雨水幹線	<ul style="list-style-type: none"> ○河口（前の浜）の砂浜、植物等による干潟と陸域の連続性の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・河口左岸側は、砂浜やグンバイヒルガオ等植物により、干潟と陸域の連続性が形成されていることから、これら河口域（前の浜）の砂浜、植物を保全する（P7-図2参照）。 	



整備イメージ



(4) 基本方針 4

環境利用学習の場として機能する空間の形成

現在、泡瀬地区では干潟・野鳥観察会や住民参加の清掃活動、自然学校など多くの環境保全のための意識啓発活動が行われている。

これら活動を行政、地域住民、NPO等が連携・協力して継続的に取り組んでいくとともに、比屋根湿地及び泡瀬海岸の自然環境や野鳥など多様な生物とのふれ合いの場や機会を確保するなど、環境利用学習の場として機能する空間を形成していく。

対象地区	環境整備の要点	
	ハード面	ソフト面
比屋根湿地	○湿地内の多様な生物の自然学習への活用 ・比屋根湿地内の生物（野鳥、干潟生物、マングローブ等）を観察する場所を設置し、自然学習に活用する（P10-図8参照）。	○住民参加の清掃活動 ○野鳥干潟観察会 ○自然学校
泡瀬3丁目（旧塩田）前	○人の利用に配慮した護岸（緩傾斜護岸）整備 ・現在の護岸に設置されている干潟に降りる階段は、狭く急勾配となっていることから、一部を干潟へアクセスのしやすい緩傾斜の石積護岸に改良し環境利用学習として活用できる護岸整備を行う（P8-図4、P10-写真3参照）。	



整備イメージ

【図8 湿地内の多様な生物の自然学習への活用（整備イメージ）】



(5) 基本方針 5

維持管理しやすい湿地・海岸づくり

現在の比屋根湿地は未管理状態となっていることから、上流域から土砂流出等による陸地化の進行や、マングローブ等植物の繁茂による野鳥の餌場面積の減少などの問題が生じている。また、ヘドロの堆積による悪臭の発生やゴミの不法投棄等により地域住民の生活にも悪影響を与えている。

泡瀬地区海岸域においても、海岸一帯に生育するモクマオウ等植物の繁茂により、浮浪者の定住やゴミの不法投棄等問題が生じている。

このようなことから、今後これらの環境問題の解決に向けた整備を図っていくとともに、計画段階から行政と市民が連携・協力しながら行う「持続可能な湿地・海岸づくり」の仕組みを確立し、維持管理しやすい湿地・海岸づくりを行う。

対象地区	環境整備の要点	
	ハード面	ソフト面
比屋根湿地	○湿地の維持管理（マングローブ等植物、土砂の除去）しやすい整備 ・水質・底質浄化機能面や野鳥の餌場の確保の観点から整備する湿地を継続して保つために、マングローブ等植物の伐採・間引きや土砂の除去等湿地の維持管理面も配慮した整備を行う（P7-図3参照）。	○計画段階からの行政と市民が連携・協力して行う維持管理の仕組み ○地域住民やNPO等参画によるモニタリングの実施を踏まえた海岸づくり ○住民参加の清掃活動
泡瀬3丁目（旧塩田）前	○人の利用に配慮した護岸（緩傾斜護岸）整備 ・現在の護岸に設置されている干潟に降りる階段は、狭く急勾配となっていることから、一部を緩傾斜の石積護岸に改良し、安全で利用しやすい（ゴミ清掃等管理しやすい）護岸整備を行う（P8-図4、P10-写真3参照）。	
比屋根、泡瀬雨水幹線	○雨水幹線構造の改善（維持管理面） ・自然浄化能力を高める整備（礫質の河床や、落差工、蛇行する低水路等）の際、維持管理面（ゴミ、土砂、植物等）も考慮した護岸構造の整備を行う（P10-図9参照）。	

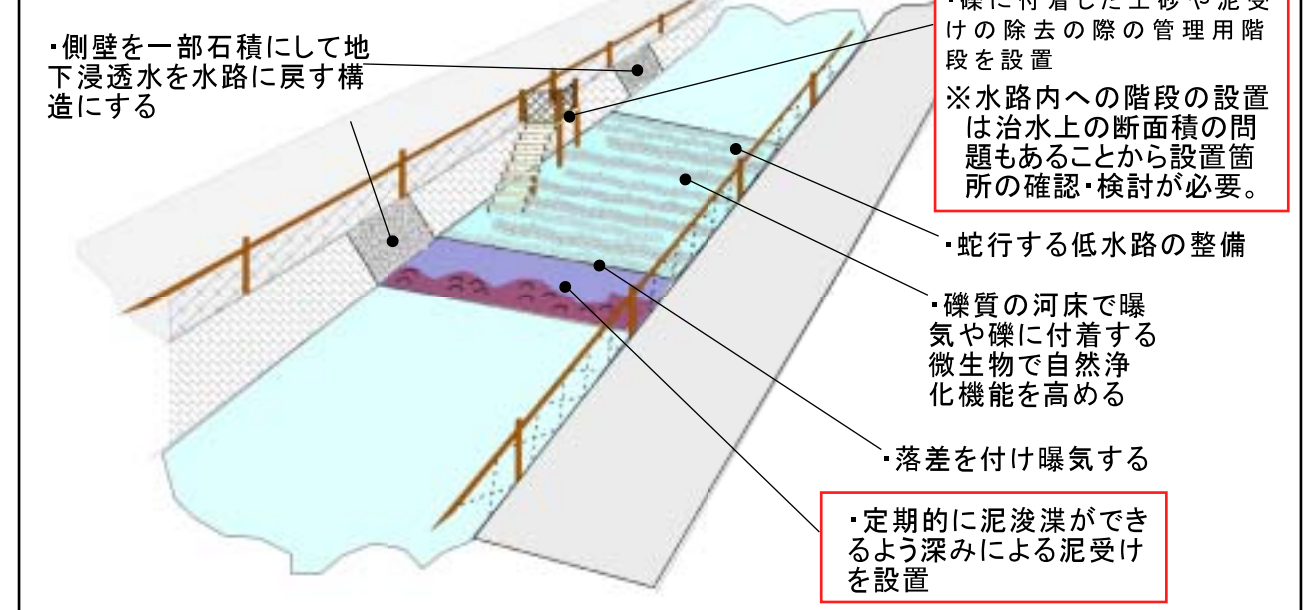


整備イメージ

【写真3 部分的な海岸護岸の改良】



【図9 部分的な水路構造の改良（整備イメージ）】



環境行動計画モデル事業 (国土交通省)の計画 (案)

1. 環境行動計画モデル事業 (国土交通省)について

国土交通省の環境行動計画は、「環境の切り口から意欲ある者(トップランナー)の具体的な取組に対して、関係省庁と必要な連携を図りつつ、制度の整備・充実を含む支援策を講じるものである。この具体的な方策の一つとして、一定の地域において、様々な政策資源を総合的に活用して集中的かつ効果的な支援を行い、かつ、その効果を検証するモデル事業を公募等により実施することとしている。

同モデル事業実施地域として、中城湾港全域が採択されており、以下のような取り組みが予定されている。

【テーマ】

「中城湾港環境保全計画」及びそのアクションプランの策定と実行

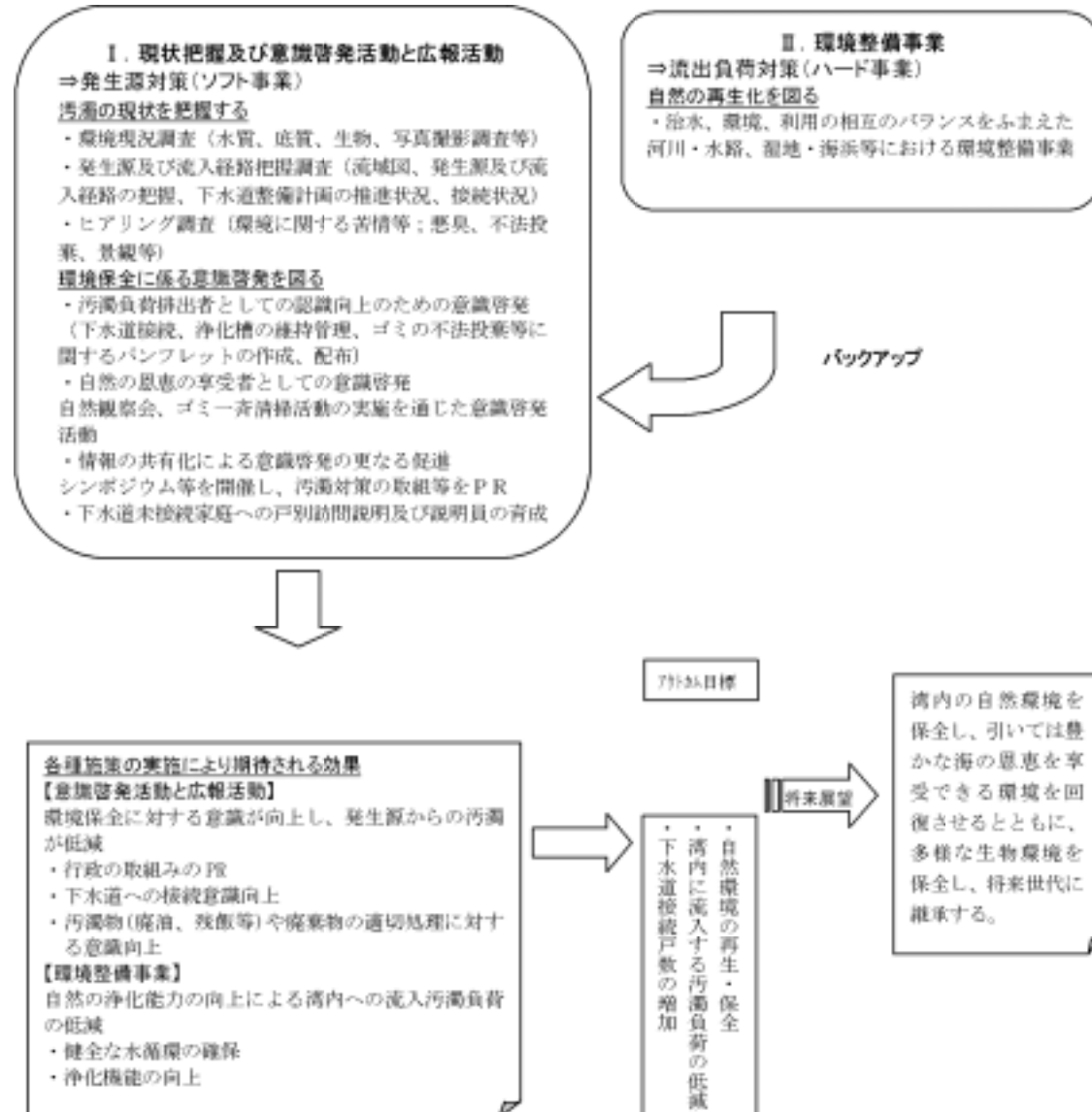
【事業概要】:

中城湾の湾内環境改善のため、自然との共生を目標として関連者との連携・協力を図りながら、小河川・小排水路の流末に存在する湿地の再生や海岸の再生等の取り組みにより、中城湾の環境再生を目指すものである。

今後、同モデル事業が比屋根湿地及び泡瀬地区海岸に適用され、同モデル事業で環境整備を行っていくことが計画されている。

2 事業概要及びその方向性

本事業は、流入負荷現状把握調査、意識啓発と広報活動、環境整備事業から構成され、それぞれの概要を以下に示す。



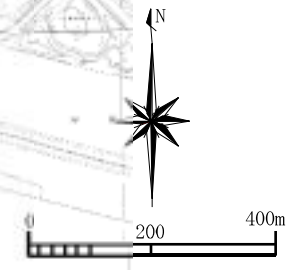
3. 流域内における事業概要のイメージ



沖縄市域における
モデル事業実施箇所

① 浸水対策下水道事業
(雨水路の環境整備)
泡瀬第1雨水幹線

③ 海域環境創造・自然再生等事業
(海浜の環境整備)
泡瀬第1雨水幹線
出口海浜部



凡 例

- : 水路
- : 事業実施区域
- : 下水道供用区域
- : 水質調査地点
- : 丁、字界

② 海域環境創造・自然再生等事業
(湿地の環境整備)
比屋根湿地

⑤ 港湾事業調査費等
水質調査等

④ 海岸環境整備事業
(海岸の整備事業)
泡瀬3丁目海岸

